

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による福祉サービス等の支給および費用の徴収、国手当の支給に関する事務
③システムの名称	1. 障害者総合福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害児通所支援対象者ファイル、2. 福祉サービス対象者ファイル、3. 国手当対象者ファイル、4. 地域生活支援対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の8,12,34,47,84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16,26,56,-2,57,87,116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 10,11,1216,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉総合支援課
②所属長の役職名	福祉総合支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉総合支援課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 5. ①部署	福祉保健課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 5. ②所属長	福祉保健課長 下村 由美子	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅰ. 8. 連絡先	福祉保健課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	Ⅳ全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 5. ①部署	福祉ほけん課	健康あゆみ課	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 5. ②所属長	福祉ほけん課長	健康あゆみ課長	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 7. 請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和2年10月16日	Ⅰ. 8. 連絡先	福祉ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	健康あゆみ課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7115	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	Ⅱ. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の10,11,12,16,20,26,53,56-2,57,67,68,69,87,108,109,110,116の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16,26,56,-2,57,87,116の項(別表第二における情報照会の根拠)10,11,12,16,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項)	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ-2. いつ時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ-2. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月4日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月4日 時点	事後	
令和5年7月4日	Ⅱ-2. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月4日 時点	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ. 5. ①部署	健康あゆみ課	福祉総合支援課	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ. 5. ②所属長	健康あゆみ課長	福祉総合支援課長	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ. 7. 請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ. 8. 連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116	福祉総合支援課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-63-5461	事後	
令和6年12月9日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和5年7月4日 時点	令和6年12月9日 時点	事後	
令和6年12月9日	Ⅱ-2. いつ時点日欄	令和5年7月4日 時点	令和6年12月9日 時点	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ. ⑧. 対策は十分か	—	十分である	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ. ⑧. 判断の根拠	—	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ. ⑪. 優先度が高い対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ. ⑪. 当該対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅳ. ⑪. 判断の根拠	—	漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ-1. いつ時点日欄	令和6年12月9日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ-2. いつ時点日欄	令和6年12月9日 時点	令和7年6月30日 時点	事後	